

業 務 委 託 仕 様 書

第1章 総 則

1. 業務の目的 橋地区への給水は、これまで下大野配水池から橋配水池へ送水することで行ってきたが、災害等の緊急時においても安心・安全な水道水を安定的に供給するため、新たに完工した富岡配水池からの送水を可能とする計画である。本業務(以下「業務」という。)は、その実現に向け、橋加圧ポンプ場の新設に必要な設計図書を作成することを目的とする。
2. 仕様書の適用 業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。特別な仕様については、特記仕様書に定めるところによる。ただし、本仕様書に明記のないものであっても、業務上当然必要な事項は本業務に含むものとする。
3. 法令等の遵守 受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等の遵守しなければならない。
4. 事務上の提出書類
 - (1) 受注者は、業務の着手にあたって次の書類を提出するものとする。
 - ① 着手届
 - ② 工程表
 - ③ 管理、照査技術者届
 - (2) 受注者は、業務の完了にあたって次の書類を提出する。
 - ① 完了届
 - ② 業務委託料請求書
5. 管理技術者及び技術者
 - (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって秩序正しい業務を行わせると共に高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
 - (2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うために必要な能力を有し、かつ次のいずれかの要件を満たすものであること。
 - ・技術士(上水道及び工業用水道部門)
 - ・シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)登録簿に登録されている者(技術士と同等の専門部門)
 - (3) 発注者は、管理技術者または技術者が業務に不相当と認められた時は、交替を要求することが出来る。この場合、受注者は直ちに必要な措置を取らなければならない。

6. 関係者との協議 受注者は、関係者と協議を必要とするとき、または協議を受けた時は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞無く発注者に報告しなければならない。
7. 参考資料の貸与 業務に必要な水道事業計画書、積算関係資料等を、所定の手続きによって貸与する。
8. 参考文献等の明記 業務に文献その他の資料を引用した場合はその文献、資料名を明記するものとする。

第2章 準拠すべき図書

業務は下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。

発 行	名 称
日 本 水 道 協 会	水道施設設計指針解説 水道施設耐震工法指針解説 浄水場排水処理施設設計指針解説
土 木 学 会	コンクリート標準示方書 コンクリート標準示方書解説 プレストレスコンクリート設計施工指針 トンネル標準示方書（山岳編）同解説 開削トンネル指針 遠心力大径PCぐい設計施工指針案 土木製図基準 水理公式集 振動便覧
土 質 工 学 会	土質試験法 土質調査法
日 本 道 路 協 会	道路橋示方書 同解説 道路橋下部構造設計指針 道路橋耐震設計指針 同解説
日 本 大 ダ ム 会 議	ダム設計基準
水 門 鉄 管 協 会	水門鉄管技術基準
日 本 建 築 学 会	鉄筋コンクリート構造計算規準 同解説 プレストコンクリート設計施工規準 同解説 特殊コンクリート造関係計算規準 同解説 鉄筋鉄骨コンクリート構造計算規準 同解説 鋼構造設計基準 同解説 容器構造設計規準 同解説 建築基礎構造設計基準 同解説 建築鋼ぐい基礎設計施工規準 同解説 建築工事標準仕様書 同解説
電気規格調査会標準規格 (JEC) 日本産業規格 (JIS) 日本標準規格 (JES) 日本電気工業会規格 (JEM) 電子機械工業会規格 (CES)	